

改正案	現行
<p>第十三条の二 法第十八条の二の規定による特定地方公共団体又は職業紹介事業者の職業紹介事業の業務に係る情報の提供は、当該特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、公共職業安定所に対し、求職者又は求人者に提供することを求める情報について行うものとする。</p> <p>2 法第十八条の二の厚生労働省令で定めるものは、法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の全部又は一部の停止を命じられている者及び法第四十八条の三の規定により業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命じられている者（当該必要な措置を講じていない者に限る。）とする。</p> <p>（法第三十三条の三に関する事項） 第二十五条の三（略）</p> <p>2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の三第一項の届出を</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第三十三条の三に関する事項） 第二十五条の三（略）</p> <p>2 第十八条第一項、第二項及び第四項、第二十三条第一項から第六項まで、第二十四条、第二十四条の四第一項及び第三項並びに第二十四条の五から第二十四条の八までの規定は、法第三十三条の三第一項の届出を</p>

(略)

(略)

(略)

3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(削る)

三 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ (略)

ロ 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理に係る前二号に掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の代理人（法人に限る。）に係る前二号に掲げる書類又は当該役法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

四〇九 (略)

4 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、前項第一号から第三号までに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない

(略)

(略)

(略)

3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 役員の住民票の写し及び履歴書

四 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ (略)

ロ 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理に係る前一号から前号までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の代理人（法人に限る。）に係る前一号から前号までに掲げる書類又は当該役法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

五〇十 (略)

4 派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、前項第一号から第四号までに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない

5
(略)
場合における当該書類については、この限りでない。

5
(略)
場合における当該書類については、この限りでない。